○関東地方整備局告示第百七十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条第一項第三号及び海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第三条第一項の規定に基づき、海岸管理者が海岸保全施設等を損壊するおそれがあると認める行為を、次のとおり指定する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　行為の制限をする海岸保全区域

平成十一年六月二十三日付建設省告示第千三百八十七号で指定した東京都小笠原村沖ノ鳥島の海岸保全区域

二　海岸管理者が海岸保全施設等を損壊するおそれがあると認める行為

木材その他の物件の投棄又は船舶その他の乗物の係留若しくは停泊

○北陸地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
富山県下新川郡入善町上野二八八三番から魚津市江口字東城一八七六番二まで	前　A	一一・八〇～七五・五〇メートル	一三・〇二四キロメートル
	B	二二・二二～一一九・〇〇	一四・二〇四
	後　B	二二・二二～一一九・〇〇	一四・二〇四

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	魚津市江口二〇番二から同市江口九番まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○中部地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	名古屋市港区藤高二丁目二六五番から同市港区藤高二丁目三四七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○中部地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三一四番一から各務原市鵜沼東町一丁目九一番一まで	前　B	八・三〇～三六・八〇メートル	一二・三六三キロメートル
	A	一二・九〇～一一一・四五	七・〇〇五
	後　B	八・三〇～一一二・五〇	一二・三六三
	A	一二・九〇～一一一・四五	七・〇〇五

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岐阜県加茂郡七宗町川並字平大瀬之上二三五九番一から同町川並字平大瀬之上二三五五番三まで	前	一四・〇〇～一六・五〇メートル	〇・一〇二キロメートル
	後	一六・五〇～一九・五〇	〇・一〇二
岐阜県加茂郡白川町坂ノ東字小蔵見七二六番三から同町坂ノ東字南平五三三番一まで	前	二八・〇〇～五二・〇〇	〇・〇九八
	後	二八・〇〇～九八・〇〇	〇・〇九八

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
郡上市大和町河辺字ミヤノハキ九六四番二から同市大和町徳永字上西田五九九番一まで	前	一一・八〇～三六・五〇メートル	〇・四七四キロメートル
	後	一一・八〇～三六・五〇	〇・四七四

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所